

(一財)建築コスト管理システム研究所 研究部 総括主席研究員
岩松 準

日本建築学会のJASS

学会が戦前に標準仕様書の体系づくり¹に取り組んだ経緯を(上)でまとめたが、この標準仕様書の作成には大蔵省営繕管財局の資料提供と協力があつたようだ²。この学会の活動は戦争で中断されていたところ、昭和25(1950)年5月には建築基準法が制定され、また海外の新しい建築技術が導入されるようになって、標準仕様書の全面改定と材料調査が必要になった。そこで学会では、昭和26(1951)年5月に材料施工規準委員会を設けて、広く建築界各層の技術者及び設備技術者など約230名を委員に依頼し、14の分科会と運用調整委員会を設けて建築工事標準仕様書の全面改定を開始した。

この作業で生まれた仕様書はJASS (Japanese Architectural Standard Specification) と呼ばれた。昭和28(1953)年11月にJASS 1～5を制定刊行し、逐次刊行が進められた(表1)。

当時の下元連材料施工規準委員長の序は、今でも新刊JASSに掲載があつて、「標準仕様書を作成することは、施工標準を決めようとするのであります。即ち合理的で経済的な施工の一定標準を定め、これが普遍化を期待し、それによって一般建築物の質の向上を図ろうとするのが、その目的であります」と解説されている(以下、下線部分は筆者)。また、第1分科会の幹事を務めた平賀謙一氏は、仕様書に対する考え方を端的に当時、次のように書いた。

表1 建築工事標準仕様書JASS (1953年頃)

JASS 1. 一般共通事項	JASS20. 給排水設備工事
JASS 2. 仮設工事	JASS21. 暖房設備工事
JASS 3. 土工事	JASS22. 高圧ボイラ室設備および給気工事
JASS 4. 地業および基礎工事	JASS23. 換気設備および空気調整設備工事
JASS 5. 鉄筋コンクリート工事	JASS24. 電気設備工事
JASS 6. 鉄骨工事	JASS25. ガス設備工事
JASS 7. 組積工事	JASS26. 昇降および輸送設備工事
JASS 8. 防水工事	JASS27. 消火設備工事
JASS 9. 石および貼石工事	JASS28. 厨房設備工事
JASS10. タイルおよびテラコッタ工事	JASS29. 熱絶縁工事
JASS11. 木工事	JASS30. 音響調整工事
JASS12. 屋根工事	JASS31. 家具工事
JASS13. 金属工事(1)	JASS32. 雑工事
JASS14. 金属工事(2)軽金属	JASS33. 調査および試験
JASS15. 左官工事	
JASS16. 建具工事	
JASS17. ガラスおよびプラスチック工事	
JASS18. 塗装工事	
JASS19. 内装工事	

(注) 日本建築学会図書館デジタルアーカイブス
<https://www.aij.or.jp/dal/category.html?categoryId=11001>

「仕様書は設計図にあらわし得ない内容・使用材料・工事の方法・品質を規定する図書」と定義し、「標準仕様書とは、大体今日の技術レベルを規準として表された標準仕様で、ここにもりこまれた仕様は大体今日の建築界のレベルを表している」とみてさしつかえない。…(中略)…あるときは粗雑にすぎ、あるときは部分的に微細にすぎ、技術的にもバランスのとれない仕様書がしばしば作られたが、この標準仕様書ができてからは、大体これによる粗雑さがなくなると同時に、建築の品質もこのため平均的に一般に向上したといえる。これは標準仕様書の大きな功績である」(『建築学大系25建築施工Ⅱ』p.15, 彰国社, 1956)

官庁営繕の共通仕様書

発注官庁として共通仕様書³の整備に取り組んだのは建設省である。戦後、戦災復興院、建設院、そして昭和23(1948)年7月発足の建設省におい

1 日本建築学会図書館デジタルアーカイブスでは、大正12(1923)年以降の建築工事標準仕様書が入手可能になっている。
<https://www.aij.or.jp/dal/category.html?categoryId=11001>

2 村松貞次郎『日本建築家山脈(復刻版)』p.123, 2005.9

3 「共通仕様書」の語は、久恒治助著『建築工事仕様及積算法』上巻、鈴木書店、大正10(1921)年(国立国会図書館デジタルコレクション<https://dl.ndl.go.jp/pid/960423>)の中で、「略仕様書」(略設計の際に極大まかに調整する仕様書)と「共通仕様書」(各工事の一般に通じて必要な事項を記載した仕様書)の区別があるとし、後者は印刷物を添付して設計上の労を省く便法と書いたのが、今日に通じる意味での書誌上の初出と目される。

て、営繕担当部門は戦前の大蔵省営繕管財局及び海軍省施設本部（運輸建設本部）の建築技術者を吸収して成立した。彼らによって制定された共通仕様書の第1号は昭和25（1950）年7月の「建築工事共通仕様書（建設省管理局営繕部）」である⁴。

建築工事共通仕様書は、昭和32（1957）年以降は4年毎の改定作業が行われた。後述する各省庁統一基準の「標準仕様書」になる前の建設省の建築工事共通仕様書の最後は平成13（2001）年版で、これが第15代目⁵となった。共通仕様書は、契約図書としての設計図書の一部としての役割を担っており、当然、積算がリンクする。また、平成4（1992）年に「建築改修工事共通仕様書（平成16（2004）年からは公共建築改修工事標準仕様書）」、平成9（1997）年に「木造建築工事共通仕様書（平成16（2004）年からは公共建築木造工事標準仕様書）」、平成18（2006）年に「建築物解体工事共通仕様書」をそれぞれ新たに制定し、現在も改定が続けられている。

建設省版仕様書の内容変遷を詳細に追うのは困難だが、初期の典型的な変更を記しておく。施工図の扱いに関して、昭和25年版と27年版では「施工図は交付するもののほか、必要となる施工図を請負人は遅滞なく作製し検査を受けなければならない」とされていたが、30年版からは「施工上必要な図面は遅滞なく係員の承認を受ける」と改められた。このような施工図作製主体の移動、検査から承認へという表現の変更は、官民の関係変化の兆しが指摘できる。検査に関しても40年版からは「材料種別ごとに、原則として抽出検査とする」となり、従前の、現場搬入時における監督員

による全数検査は見直された。

設計事務所やゼネコンの仕様書

民間の設計事務所や総合建設会社では、日本建築学会のJASS、建設省の共通仕様書を基本的に参照して、独自の標準仕様書（共通仕様書）を編纂するところが出てきた。日建設計では、昭和25（1950）年から標準仕様書の準備を始め、昭和25年11月付けで一部の工種について印刷された原図が作製使用されたようだ。これは昭和29（1954）年に改定され、更に昭和35（1960）年4月に「日建設計工務建築工事標準仕様書」が印刷製本されている。これは、一般的なすべての種類の建築物に適用されるものとして作製されたが、現実には各構法において、一部記述に過不足があって特記仕様書で補う必要性があった。そのため、構造別に対応する標準仕様書へと改定することとなったのが、昭和37（1962）年である。以後、時代の流れで改定作業が進められた。また、日本設計では、昭和42（1967）年にタイプ印刷ルーズリーフ式の建築工事仕様書を制定している。

大手ゼネコンではTQCの導入を機に本格的な標準仕様書の整備の必要性が生じ、標準仕様書（共通仕様書）、あるいは仕様書システムの見直し作業が進められた。大きな背景としては、施工技術の生産者側への移行に起因する仕様の性能指向への流れ、また建設産業の国際化等が挙げられる。

国は統一基準としての標準仕様書へ

建設省の共通仕様書は、従来から次のような改定方針で実施されてきた⁶。

4 それに先行して建設省の発足から間もない昭和23（1948）年10月に、特別建設局営繕部から、わずか48頁の「建築工事共通仕様書」が発行されたのが確認されている。当時は木造建物を中心に、全頁の約2分の1が木工事に当てられていた。その後は徐々にRC造やS造の記述が増えることになる。

5 営繕協会編『建築工事共通仕様書』としては、昭和32年版、昭和36年版、昭和40年版、昭和44年版、昭和48年版、昭和52年版、昭和56年版、昭和60年版、平成元年版、平成5年版、平成9年版（追補付）、平成13年版が発行された。なお、営繕協会から出版されなかったものとして、昭和25年版、昭和27年版、昭和30年版があり、自前製本で使用していた。これらを合わせて15代となる。

6 平成5（1993）年版改定時に整理された方針とされている。このうち、「②国際化への対応」はこの時に新たに加えられた。昭和62（1987）年11月の関空の建設工事に関する日米合意を受けて、国の中で仕様書の検討が行われて、それを踏まえて共通仕様書の補足事項の文書が作成された。関空会社並びに、昭和63（1988）年5月のMPA合意（閣議了解）で対象となったMM21関係プロジェクトではこれを、平成元年版共通仕様書に付加して契約がされた。平成5（1993）年版の共通仕様書では、この補足書の内容をすべて取り込む形で改定が行われた。なお、SI単位への移行は、次の平成9（1997）年改定版の「国際化への対応」で位置づけられた（当時の官庁営繕OBの述懐による）。

①建設省の施策の推進、②国際化への対応、③関係法令、各種基準、規格類との整合、④技術・技能資格者の適切な活用、⑤技術革新への対応と施工実態の考慮

平成9（1997）年版の改定では、更に、建設省・運輸省・農林水産省の三省共催の「公共工事の品質に関する委員会」の報告（平成8（1996）年1月）を受けて、公共工事の発注者が、施工者としての受注者に、国民のニーズに基づいて適切に定めた品質水準を的確に伝えるための「⑥材料・工法規定から性能規定化への布石」が上記の改定方針に加えられた。これは従来、主に材料・工法規定で記述されている仕様書を、将来的には性能規定とするための準備段階であると位置づけたものである。

具体的には、各章の1節の一般事項の中に対象工事の基本要件品質が記述された。基本要件品質とは、工事の完成状態における要求性能を示すもので、“材料に関する要求性能”、“機能に関する要求性能”、“仕上がりに関する要求性能”の三つに分類・明示された。また、「公共工事コスト縮減対策に関する関係閣僚会議（平成9（1997）年4月）」における「行動指針」に基づき、公共建築工事のコスト縮減及び建築生産の効率化に資するため、建設省を中心に、各省庁等の仕様書のベースとなる「公共建築工事標準仕様書」が平成12（2000）年3月に作成された。そして、その内容は、平成13（2001）年の省庁再編後に国土交通省として最初の「平成13年版建築工事共通仕様書」に反映された。

その後、政府機関の再編に対応して、官庁営繕工事事務の合理化・効率化を目的に、内閣官房内に各府省関係副大臣からなる「官庁営繕に関するプロジェクトチーム」が平成14（2002）年4月に設置され、平成15（2003）年3月20日「官庁営繕関係基準類の統一化に関する関係省庁連絡会議」において技術基準類の統一化が決定された。これ以降、各省庁の営繕工事に「統一基準」として前述の「標準仕様書」が位置づけられることになった。この標準仕様書は、公式刊行物としては平成

16（2004）年版の「公共建築工事標準仕様書」（平成16年3月、社団法人公共建築協会編集・発行）が最初である。以後、改定の都度、国土交通省大臣官房官庁営繕部のホームページに電子データ（PDF）が掲載・公表されるようになった。

標準仕様書の作成目的には、「公共工事標準請負契約約款に準拠した契約書により発注される公共建築工事において使用する材料、機材、工法等について標準的な仕様を取りまとめたものであり、当該工事の設計図書に適用する旨を記載することで請負契約における契約図書のひとつとして適用されるものです。標準仕様書の適用により、建築物の品質及び性能の確保、設計図書作成の効率化並びに施工の合理化を図ることを目的としています」と書かれている。なお、この標準仕様書は新営繕に加えて改修工事に対応したのもも作成されるようになり、建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編の3分冊にコンパクトにまとめられている。また、平成13（2001）年版以降はそれまでの4年周期を改め、3年の改定周期で継続的に見直されている⁷。

日本建築学会における仕様書の役割見直し

21世紀に入った頃、日本建築学会では平成13（2001）年4月に、学会規準・仕様書のあり方検討委員会（委員長：上谷宏二）が報告書（答申）⁸を公表した。答申の中での「学会標準仕様書」の定義にかかる部分は次のとおりである。

建築物および設備の設計、施工、製作等に関する要求目標の設定や技術的手段の標準化モデルを記述した文書であり、我が国でつくられる建築物の品質水準の均一化、使用材料・工法の標準化を目的とするものである。その内容として、必要性能の項目と目標レベルの設定方法、使用する材料・資材の選択方法、製造・工事の方法、管理検査方法、品質保証方法等を含む。設計図書の一部をなす仕様書において、共通仕様書に特記事項を書き加えて個別工事の仕様書とする方法が一般によく採られているが、「学会標準仕様書」は、種々団体が作成するこれらの共通仕様書に対し、更に全国規模で統一化・標準化を図るための原器モデルの性格を持つ。また、技術者の教育・啓発のため

7 国土交通省大臣官房官庁営繕部が所管する標準仕様書は下記URLからPDF形式での入手が可能。

http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html

8 <https://www.aij.or.jp/jpn/databox/2001/010508.pdf>

の教材としての役割も期待されており、この点についての配慮も必要である。つまり、ここで定義する「学会標準仕様書」は、現行の建築工事標準仕様書（JASS）の性格と役割を継承し発展させたものと位置付けられ、その対象領域は建築設備、防災設備など更に広範に拡張され得る。（2001年4月答申文書p.9より）

この背景には阪神・淡路大震災（1995年1月）の後に、建築基準法の改正、規格国際化、性能規定化など、大きな環境変化があった。「多様化・高度化する要求に対応し、建築の設計や施工技術の発展を誘導する仕組み」づくりを目的に、平成9（1997）年4月に学術推進委員会のWG検討結果を受けて、その後設置された上記委員会の場で、JASSのあり方について幅広い学会関係者を集め、10回に及ぶ審議で検討されたものである。

この答申で建築工事標準仕様書については、「学術的基盤に基づいた信頼できる実務支援情報を、広く会員並びに社会に対して提供し、多大の貢献を果たしてきた」と位置づけた。そして、実務を先導する役割、法的規制を支える役割、学術団体としての役割、中立団体としての役割の観点で強調され、規準・標準仕様書類の作成と刊行を今後も継続して行うとした。そして、規準・標準仕様書類作成のための合意形成システム（ガイドライン、合意形成プロセス、刊行ルール）が新たに記述された。

それから十数年を経た平成26（2014）年10月から企画運営委員会の中のタスクフォース（主査：時松孝次）が、7回の会議を経て、平成28（2016）年5月に「規準・仕様書等のあり方検討タスクフォース報告書」⁹を公表した。検討の経緯としては、司法支援建築会議運営委員会との懇談会の中で、日本建築学会の規準・仕様書等は裁判の根拠として使われることが多くなり、それを想定して作成する必要があるなど平成13（2001）年4月の答申の再検討が必要との指摘があったこと、実際に平成26（2014）年4月に日本建築学会の設計指針をめぐる損害賠償請求訴訟が起こったこと（翌

年4月に東京高裁判決では控訴人上告は棄却された）、また、刊行委員会著作権問題検討WGの議論を経た答申で知的財産についての検討要請があり、見直しの必要に迫られたのである¹⁰。

その後学会では、規準・仕様書等の合意形成システムや執筆ガイドラインが細かく見直された一方で、規準・仕様書等への免責規定が記載されるべきこと、司法支援建築会議の拡充と訴訟関係の情報発信などの対応方針が加えられた。学会が発行する規準・仕様書等が「もはや仲間内での単なる建築物の設計・施工実務の拠り所ではすまされない、幅広い社会的使命を担っている」（タスクフォース報告書p.3より）という認識のもとで、再検討・整理されたものと言える。

謝辞

本稿は長谷川直司著「日本における建築仕様書の変遷」『建築仕様書の研究』建築・住宅国際機構（報告書）2002、pp.44-48に、氏の許諾を得て修正・加筆したものです。また、この資料の改訂版『BIM時代の建築仕様書』2024年3月（PDF版報告書）が建築・住宅国際機構のホームページで公開されています。

10 具体的には、「規準・仕様書等の数と種類の増加に伴って、相互の解釈や表現の不整合が増え、同じ問題に対して異なる見解を示した規準・仕様書等（ダブルスタンダード）が存在する」との指摘や「現状の規準・仕様書等の定義の範疇にない、あるいはそぐわない刊行物もある」ことから、「同一領域内での「基準」「規準」「標準仕様書」「指針」類の相互関係を明確にし、その目的、趣旨、性格、内容、実務支援書類相互の関連が利用者あるいは本会の外からも分かりやすいものとする」と求められていた。

9 <https://www.ajj.or.jp/jpn/symposium/2018/201605.pdf>